

山梨県公報

号外第二十三号

平成二十七年

三月三十一日

火曜日

目次

規則

- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………二九
- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………二九
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………三〇

規則

山梨県規則第二十二号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに」を「及び室並びに」に改める。

第七条の見出し中「及び」を「及び室並びにその」に改め、同条に次の二項を加える。

5 知事政策局の下に別表第一に掲げる室を置く。

6 前項に規定する室の分掌事項は、別表第一のとおりとする。

第九条第五号中「課」を「課又は室」に改める。

第十二条の五を第十二条の六とし、第十二条の四の次に次の一条を加える。

(防災危機管理監)

第十二条の五 総務部に防災危機管理監を置く。

2 防災危機管理監は、上司の命を受け、防災及び危機管理に係る特定の事務を掌理する。

第十四条第一項中「課に課長」を「部等の下に置かれる課に課長」に改め、同条の次

に次の一条を加える。

(室長等)

第十四条の二 知事政策局の下に置かれる室に室長及び室長補佐を置き、必要に応じ、室に主幹、副主幹、主査又は副主査を置く。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 室長補佐は、上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。

4 主幹、副主幹、主査又は副主査は、上司の命を受け、担当事務又は特定の事務を処理する。

5 第一項に規定するもののほか、室に必要に応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

6 前項の職の名称は、別に定める。

第十五条第三項中「局長」を「出納局長」に改める。

第十六条第一項中「山梨県富士山科学研究所」を「山梨県富士山科学研究所 山梨県リニア用地事務所」に改め、

同条第三項中「別表第三に掲げる局」を「必要に応じ、局」に改め、「置く」の下に「ものとし、その名称は、別表第三のとおりとする」を加え、同条第四項中「支所等」の下に「必要に応じ」を加える。

第十八条第一項中「県民生活センター」の下に「リニア用地事務所」を加え、「富士工業技術センター」を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 森林総合研究所に副所長を置く。

別表第一の一の表企画県民部の部企画課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 総合教育会議に関すること。

別表第一の一の表企画県民部の部県民生活・男女参画課の項第二十号中「ふるさと財団」を「長田ふるさと財団」に改める。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項第四号を次のように改める。

四 リニア用地事務所に関すること。

別表第一の一の表リニア交通局の部リニア推進課の項第五号を削り、第六号を第五号とする。

別表第一の一の表総務部の部人事課の項第八号中「及び子ども手当」を削る。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表福祉保健部の部福祉保健総務課の項第一号中「児童家庭課」を「子

育て支援課」に改め、同項第五号中「研修」を「研修等」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
八 生活困窮者の自立に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部子育て支援課の項第五号中「及び保育所」を「、保育所及び幼保連携型認定こども園」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 児童福祉事業者に関すること（障害者福祉に係るものを除く。）。

別表第一の一の表福祉保健部の部医務課の項第三号中「歯科医師」の下に「、保健師、助産師、看護師、准看護師」を加え、「及び」を「、」に改め、「の身分」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「の身分」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表福祉保健部の部衛生業務課の項第二号中「の身分」を削り、同項第十七号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「及び」を「、」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 理容師又は美容師の養成施設等に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康増進課の項中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部森林環境総務課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、同項第十六号中「及び環境影響評価等技術審議会」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号を同項第十六号とする。

別表第一の一の表森林環境部の部大気水質保全課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 環境影響評価に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部大気水質保全課の項に次の一号を加える。

十五 環境影響評価等技術審議会に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部みどり自然課の項第四号中「及び」を「及び管理並びに」に改める。

別表第一の一の表森林環境部の部森林整備課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表森林環境部の部林業振興課の項に次の一号を加える。

九 木質バイオマスの利用及び活用の促進に関すること。

別表第一の一の表森林環境部の部県有林課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二

号とし、第十四号を第十三号とする。

別表第一の一の表産業労働部の部産業人材課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表観光部の部観光振興課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

別表第一の一の表県土整備部の部都市計画課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

別表第一の一の表県土整備部の部建築住宅課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

別表第一に次のように加える。
三 知事政策局の下に置かれる室

室	分掌事項
人口問題対策室	人口減少対策に関すること。

別表第三中「課」を「課等」に改め、同表県民生活センターの項の次に次のように加える。

リニア用地事務所	用地課	中央市
----------	-----	-----

別表第三あけぼの医療福祉センターの項中「歯科衛生科」を「歯科衛生科 栄養給食科」に改める。

別表第四の七の項中「河川砂防管理課」を「河川砂防管理課 富士北麓景観対策課」に改める。

別表第五県民生活センターの項の次に次のように加える。

リニア用地事務所	一 リニア中央新幹線の事業用地に関すること。 二 実験線建設残土処理場跡地の管理に関すること。
----------	--

別表第五保健福祉事務所の項中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号ま

でを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 生活困窮者の自立に関すること（峡南保健福祉事務所及び富士・東部保健福祉事務所に限る。）。

別表第五児童相談所の項に次の一号を加える。

九 女性相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所及び精神保健福祉センターの庶務的事務に関すること（中央児童相談所に限る。）。

別表第五あけぼの医療福祉センターの項に次の一号を加える。

八 富士・東部小児リハビリテーション診療所に関する事。

別表第五富士ふれあいセンターの項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第五林務環境事務所の項第九号中「峡南林務環境事務所及び富士・東部林務環境事務所」を「富士・東部林務環境事務所」に改め、同項第十三号中「及び」を「及び管理並びに」に改め、同項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、第四十三号を削り、第四十四号を第四十二号とし、第四十五号から第四十九号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第五建設事務所の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正）

2 山梨県公有財産事務取扱規則（昭和三十九年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十四条第一項に規定する課長」の下に「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長」を加える。

（山梨県庁用自動車管理規則の一部改正）

3 山梨県庁用自動車管理規則（昭和四十四年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び」を「、同条第五項に規定する室及び」に改める。

（山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

4 山梨県環境影響評価条例施行規則（平成十一年山梨県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第三項中「森林環境部森林環境総務課」を「森林環境部大気水質保全課」に改める。

山梨県規則第二十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「室長」の下に「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長」を加え、同条第四号中「室長補佐」の下に「、組織規則第十四条の二第一項に規定する室長補佐」を加え、同条第六号中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第七号中「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第五条第三項中「及び行政改革推進課」を「、行政改革推進課及び富士山保全推進課並びに人口問題対策室」に改める。

第六条第三項中「第十二条の五第二項」を「第十二条の六第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務部が所掌する事務のうち、組織規則第十二条の五第二項に規定する防災危機管理監（以下「防災危機管理監」という。）が掌理する事務にあつては、知事、副知事及び部長共に不在で特に急務を要するときは、防災危機管理監がその事務を代決する。第七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 総務部が所掌する事務のうち、防災危機管理監が掌理する事務にあつては、第一項から第三項までの規定にかかわらず、部長が不在で急務を要するときは防災危機管理監が、部長及び防災危機管理監共に不在で急務を要するときはあらかじめ部長が指定する次長がその事務を代決する。

第十条第一項中「同条第十項」を「同条第九項」に改める。

別表第一の二の部1の項中「部長」の下に「、防災危機管理監」を加え、同部3の項中「室」を「室、同条第五項の室」に、「この項、三の項から五の項まで及び八の項」を「この部、三の部から五の部まで及び八の部」に改め、同部4の項中「2及び3」を「2の項及び3の項」に改め、同部6の項中「次項から五の項まで及び八の項」を「三の部から五の部まで及び八の部」に、「5」を「5の項」に改め、同表三の部1の項中「部長」の下に「、防災危機管理監」を加え、同部4の項中「2及び3」を「2の項及び3の項」に改め、同部6の項中「5」を「5の項」に改め、同表四の部1の項中「部長」の下に「、防災危機管理監」を加え、同部2の項及び3の項中「1」を「1の項」に改め、同表五の部1の項中「部長」の下に「、防災危機管理監」を加え、同部4の項

中「2及び3」を「2の項及び3の項」に改め、同部6の項中「5」を「5の項」に改め、同表八の部1の項中「部長」の下に「、防災危機管理監」を加え、同部2の項中「1」を「1の項」に改め、同表十の部中「及び子ども手当」を削り、同表十四の部2の項中「1、3及び4」を「1の項、3の項及び4の項」に改め、同部3の項中「4」を「4の項」に改め、同部5の項中「6」を「6の項」に改め、同表十五の部1の項中「2」を「2の項」に改め、同部3の項中「4」を「4の項」に改め、同表二十二の部2の項中「3」を「3の項」に改め、同表二十八の部1の項中「2」を「2の項」に改め、同表三十一の部1の項中「設計変更」の下に「(金額が一億円以上の工事に係るもの)」を加え、同部中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、同部3の項中「延期」の下に「(金額が一億円以上の工事に係るもの)」を加え、同項を同部4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 完成期間の延期（金額が一億円未満の工事に係るもの）

別表第一の三十一の部2の項を同部3の項とし、同部1の項の次に次のように加える。

2 設計変更（金額が一億円未満の工事に係るもの）

別表第一備考1中「九の項及び十の項」を「九の部及び十の部」に改める。

別表第二の一の表消費生活安全課の部一の款中41の項を43の項とし、16の項から40の項までを二項ずつ繰り下げ、15の項を16の項とし、同項の次に次のように加える。

17 第五十条の十四ただし書の規定による資産の運用の方法等の承認

別表第二の一の表消費生活安全課の部一の款中14の項を15の項とし、11の項から13の項までを一項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 第五十条の四ただし書の規定による共済事業に係る経理の他の経理への資金の運用等の承認

別表第二の一の表消費生活安全課の部一の款を削り、同部三の款3の項中「許可割賦販売業者」の下に「、個別信用購入あつせん業者」を加え、同項を同部7の項とし、同

款2の項中「第四十条第二項」を「第四十条第五項」に改め、同項を同部5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 第四十条第九項の規定による密接関係者に対する報告及び資料の提出の命令

別表第二の一の表消費生活安全課の部三の款1の項を同部3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 第四十条第三項の規定による個別信用購入あつせん業者に対する報告及び物件の提出の命令

別表第二の一の表消費生活安全課の部三の款に1の項及び2の項として次のように加える。

1 第三十五条の三の二十一第一項の規定による個別信用購入あつせん業者に対する改善命令					
2 第三十五条の三の三十二第二項の規定による登録個別信用購入あつせん業者に対する業務停止命令					

別表第二の一の表消費生活安全課の部三の款に次のように加える。

8 第四十一条第五項の規定による密接関係者に対する立入検査

別表第二の一の表消費生活安全課の部中三の款を二の款とし、四の款から十二の款までを一項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

十二 食品表示法 第六十一条第一項の規定による食品関連事業者に対する指示（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七十号（平成二十七年政令第六十八号。以下この款において「政令」という。）第五条

関する事務

第一項及び第六条第一項に規定するもので、二以上の農務事務所に係るものに限る。）

2	第六条第一項の規定による食品関連事業者に対する指示（政令第五条第一項及び第六条第一項に規定するもので、一の農務事務所に係るものに限る。）			○	農務事務所長
---	--	--	--	---	--------

3	第六条第五項の規定による措置の命令（政令第六条第一項に規定するものに限る。）			○	
---	--	--	--	---	--

4	第七条の規定による公表（政令第五条第一項及び第六条第一項に規定するものに限る。）			○	
---	--	--	--	---	--

5	第八条第一項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（政令第六条第一項に規定するもので、二以上の農務事務所に係るものに限る。）			○	
---	--	--	--	---	--

6	第八条第一項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（政令第六条第一項に規定するもので、一の農務事務所に係るものに限る。）			○	農務事務所長
---	--	--	--	---	--------

7	第八条第二項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び立入検査（二以上の農務事務所に係るものに限る。）			○	
---	---	--	--	---	--

8	第八条第二項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び立入検査			○	農務事務所長
---	-------------------------------------	--	--	---	--------

（一の農務事務所に係るものに限る。）

別表第二の二の表に次のように加える。

交通 政策 課	自動車運 転代行業の 業務の適正 化に関する 法律（平成 十三年法律 第五十七号 ）の施行に 関する事務	1	2	3	4	5	6	7
		第五条第四項の規定による協議における同意	第七条第二項の規定による協議における同意	第二十一条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査	第二十二条第二項の規定による必要な措置の指示	第二十三条第二項の規定による公安委員会に対する要請	第二十三条第三項の規定による協議における同意	第二十四条第二項の規定による協議における同意
		○	○	○	○	○	○	○

別表第二の三の表管財課の部二の款中「第四条」を「第五条」に改める。
別表第二の三の表私学文書課の部三の款5の項を同15の項とし、同4の項中「の規定による準学校法人の解散の認定、合併の認可及び寄附行為変更の認可」を「において準用する第五十条第二項の規定による解散の認可及び認定」に改め、同項を同14の項とし、同3の項中「第五十二条第二項」の下に「第六十四条第五項において準用する場合を含む。」を加え、同項を同9の項とし、同項の次に次のように加える。

10	第六十条第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第			○	
----	--------------------------	--	--	---	--

11	第六十条第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	○			
12	第六十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	○			
13	第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査	○			

別表第二の三の表私学文書課の部三の款2の項中「第四十五条第一項」の下に「（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同款8の項とし、同款1の項の次に次のように加える。

2	第八条第一項の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	○			
3	第十七条の規定による山梨県私立学校審議会の議事の手続等の承認	○			
4	第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	○			
5	第三十一条第二項（第五十条第三項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県私立学校審議会の意見の聴取	○			
6	第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任	○			

7	第四十条の五（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任	○			
---	--	---	--	--	--

別表第二の三の表私学文書課の部十一の款1の項から13の項までを削り、同款14の項を同款1の項とし、同款15の項中「第百二十九条」を「第百二十九条第一項」に改め、同項を同款2の項とし、同款16の項を同款3の項とし、同款17の項中「第百三十三条第二項、第三項」を「第百三十三条第三項」に改め、同項を同款4の項とし、同款18の項を同款5の項とする。

別表第二の四の表福祉保健総務課の部三の款中19の項を20の項とし、1の項から18の項までを一項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。

1	第十九条第一項の規定による社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定	○			
---	------------------------------------	---	--	--	--

別表第二の四の表福祉保健総務課の部に次のように加える。

四	社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号）の施行に関する事務	1	第六条第一項の規定による変更の承認	○		
		2	第八条第一項の規定による指定養成機関等の設置者等に対する報告の徴収	○		
		3	第八条第二項の規定による指定養成機関等の設置者等に対する指示	○		
		4	第九条の規定による指定養成機関等の指定の取消し	○		
五	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の施	1	第七条の規定による社会福祉士の養成施設の指定	○		
		2	第三十九条の規定による介護福祉士の養成施設の指定	○		

行に関する事務

六 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の施行に関する事務

七 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の施行に関する事務

	1 第四条第一項の規定による変更の承認		○					○			○		○	<p>1 第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給</p> <p>2 第十条第一項の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定</p> <p>3 第十条第三項の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定の取消し</p> <p>4 第十二条第一項の規定による不正利得の徴収</p>
														○
														○
														○

5 第十五条第一項の規定による生活困窮者等に対する報告等の命令等

6 第十五条第二項の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う者等に対する報告の徴収

7 第十六条第一項の規定による官公署に対する資料提供等の要請及び銀行等に対する報告の要求

8 第十六条第二項の規定による住宅を賃貸する者等に対する報告の要求

別表第二の四の表長寿社会課の部四の款2の項中「小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護」を「認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設」に、「介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護」に改め、同

款13の項中 ○ を ○ に改め、同

款48の項中「小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護」を「認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活

介護及び地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同款96の項中「厚生労働大臣」の下に「及び都道府県知事」を加え、同款116の項を同款117の項とし、同款115の項中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改め、同項を同款116の項とし、同款114の項の次に次のように加える。

115 第九十七条第三項の規定による市町村長に対する報告の要求、助言及び勧告	○		
--	---	--	--

別表第二の四の表国保援護課の部五の款中「第三条第六項」を「第三条第七項」に改め、同部六の款中11の項を16の項とし、5の項から10の項までを五項ずつ繰り下げ、4の項を8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 第十七条第三項の規定による指定医療機関以外の者に対する報告の要求及び物件の提示命令	○		
---	---	--	--

別表第二の四の表国保援護課の部六の款3の項の次に次のように加える。

4 第十二条の規定による医療機関の指定	○		
5 第十三条第二項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関に対する指導	○		
6 第十六条第一項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関に対する報告の徴収及び立入検査	○		
7 第十六条第二項(第二十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止め	○		

別表第二の四の表子育て支援課の部一の款中22の項を23の項とし、13の項から21の項までを一項ずつ繰り下げ、同款12の項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同項を同款13の項とし、同款11の項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改め、同項を同款12の項とし、同款中10の項を11の項とし、1の項から9の

項までを一項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。

1 第十三条第二項の規定による児童福祉司等に係る養成施設及び講習会の指定	○		
--------------------------------------	---	--	--

別表第二の四の表子育て支援課の部二の款を次のように改める。

二 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の施行に関する事務	1 第三条の二第三項の規定による変更の承認	○	
	2 第三条の二第七項の規定による報告の徴収、指導及び検査	○	
	3 第三条の二第十項の規定による指定児童福祉司養成施設等の指定の取消し	○	
	4 第四十三条の規定による負担金(障害児福祉に係るものを除く。)の返還命令	○	

別表第二の四の表子育て支援課の部九の款3の項中「第十一条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項を同款7の項とし、同款中2の項を削り、1の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 第七条第一項の規定による認定こども園の認定の取消し	○		
6 第七条第二項の規定による認定の取消しの公表	○		

別表第二の四の表子育て支援課の部九の款に1の項から3の項までとして次のように加える。

1 第三条第一項の規定による認定こども園の認定	○		
2 第三条第三項の規定による認定こども園の認定	○		

3 第三条第六項の規定による認定こども園の認定に関する協議	<input type="checkbox"/>		
-------------------------------	--------------------------	--	--

別表第二の四の表子育て支援課の部九の款に次のように加える。

8 第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可	<input type="checkbox"/>		
9 第十七条第三項の規定による山梨県子ども・子育て会議の意見の聴取	<input type="checkbox"/>		
10 第十七条第五項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に関する協議	<input type="checkbox"/>		
11 第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査	<input type="checkbox"/>		
12 第二十条の規定による改善の勧告及び命令	<input type="checkbox"/>		
13 第二十一条第一項の規定による事業の停止及び施設の閉鎖の命令	<input type="checkbox"/>		
14 第二十一条第二項の規定による山梨県子ども・子育て会議の意見の聴取	<input type="checkbox"/>		
15 第二十二条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可の取消し	<input type="checkbox"/>		
16 第二十二条第二項の規定による山梨県子ども・子育て会議の意見の聴取	<input type="checkbox"/>		
17 第三十条第二項の規定による認定こども園の設置者に対する報告の徴収	<input type="checkbox"/>		

別表第二の四の表障害福祉課の部三の款中9の項を10の項とし、1の項から8の項までを一項ずつ繰り下げ、同款に1の項として次のように加える。

1 第十二条の規定による身体障害者福祉司に係る養成施設の指定	<input type="checkbox"/>		
--------------------------------	--------------------------	--	--

別表第二の四の表障害福祉課の部五の款5の項中「及び第二項」を削り、「診察」の下に「(第二十四条第一項及び第二項、第二十五条並びに第二十六条の規定による通報のあつた者に係るものに限る。)」を加え、同款中29の項を31の項とし、9の項から28の項までを一項ずつ繰り下げ、同款8の項中

<input type="checkbox"/>	保健所長	に改め、同項を同款10の項とし、同款7の項を同款9の項とし、
--------------------------	------	--------------------------------

同款6の項中	<input type="checkbox"/>	を	<input type="checkbox"/>	保健所長	に改め、
--------	--------------------------	---	--------------------------	------	------

同項を同款8の項とし、同款5の項の次に次のように加える。

6 第二十七条第一項の規定による申請等に基づき行われる指定医の診察(5の項に掲げるものを除く。)	<input type="checkbox"/>	保健所長
7 第二十七条第二項の規定による職権に基づき行われる指定医の診察	<input type="checkbox"/>	保健所長

別表第二の四の表障害福祉課の部七の款2の項を同款3の項とし、同款1の項の次に次のように加える。

2 第十四条の規定による知的障害者福祉司に係る養成施設の指定	<input type="checkbox"/>		
--------------------------------	--------------------------	--	--

別表第二の四の表障害福祉課の部中二十の款を二十二の款とし、十九の款を二十一の款とし、十八の款の次に次のように加える。

十九 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百三十一号）の施行に関する事務	第七条の規定による精神保健福祉士の養成施設の指定	○					
二十 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の施行に関する事務	1 第四条第一項の規定による変更の承認 2 第八条第一項の規定による指定養成施設等の設置者等に対する報告の徴収 3 第八条第二項の規定による指定養成施設等の設置者等に対する指示 4 第九条の規定による指定養成施設の指定の取消し	○					

別表第二の四の表医務課の部一の款中3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同款に1の項及び2の項として次のように加える。

1 第二条第一項の規定によるはり師の養成施設等の認定	○					
2 第二条第三項の規定による変更の承認		○				

別表第二の四の表医務課の部一の款中11の項中「第二十二條第四号」を「第二十二條」に改め、同項を同款15の項とし、同款10の項の次に次のように加える。

11 第十九条の規定による保健師養成所の指定	○					
------------------------	---	--	--	--	--	--

12 第二十条の規定による助産師養成所の指定	1 第五条第一項の規定による認定養成施設の設置者等に対する報告の徴収 2 第五条第二項の規定による認定養成施設の設置者等に対する指示 3 第六条第一項の規定による認定養成施設の認定の取消し	○					
13 第二十一条の規定による看護師養成所の指定	1 第四条第一項の規定による変更の承認 2 第六条第一項の規定による指定養成施設の設置者等に対する報告の徴収 3 第六条第二項の規定による指定養成施設の設置者等に対する指示 4 第七条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消し	○	○				
14 第二十二条の規定による准看護師養成所の指定	1 第五条第一項の規定による認定養成施設の設置者等に対する報告の徴収 2 第五条第二項の規定による認定養成施設の設置者等に対する指示 3 第六条第一項の規定による認定養成施設の認定の取消し	○					
二十九 言語聴覚士法（平成	第三十三條の規定による言語聴覚士養成所の指定	○					

別表第二の四の表医務課の部中十二の款を三十二の款とし、十一の款を三十一の款とし、十の款を二十六の款とし、同款の次に次のように加える。

九年法律第百三十二号)の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第六条第一項の規定による指定施設の設置者等に対する報告の徴取	○			
	3 第六条第二項の規定による指定施設の設置者等に対する指示	○			
	4 第七条の規定による指定施設の指定の取消し	○			

別表第二の四の表医務課の部九の款を同部十八の款とし、同款の次に次のように加える。

十九 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)の施行に関する事務	第十四条の規定による臨床工学技士養成所の指定	○			

二十一 臨床工学校養士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第二号)の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第六条第一項の規定による指定施設の設置者等に対する報告の徴取	○			
	3 第六条第二項の規定による指定施設の設置者等に対する指示	○			
	4 第七条の規定による指定施設の指定の取消し	○			
二十二 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第三号)の施行に関する事務	1 第三条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第六条第一項の規定による指定施設の設置者等に対する報告の徴取	○			
	3 第六条第二項の規定による指定施設の設置者等に対する指示	○			
	4 第七条の規定による指定施設の指定の取消し	○			
二十三 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の施行に関する事務	第三十四条の規定による救急救命士養成所の指定	○			
二十四 救急救命士学校養成所指定規則(1 第三条第一項の規定による変更の承認	○			

平成三年文部省・厚生省令(第二号)の施行に関する事務	2 第六条第一項の規定による指定施設の設置者等に対する報告の徴収	○			
	3 第六条第二項の規定による指定施設の設置者等に対する指示		○		
	4 第七条の規定による指定施設の指定の取消し	○			
	1 第四条第一項の規定による変更の承認		○		
二十五 歯科衛生士法施行令(平成三年政令第二百二十六号)の施行に関する事務	2 第六条第一項の規定による指定養成所の設置者等に対する報告の命令及び検査		○		
	3 第七条の規定による指定養成所の設置者等に対する指示		○		
	4 第八条第一項の規定による指定養成所の指定の取消し	○			

別表第二の四の表医務課の部八の款中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同様に1の項として次のように加える。

1 第十二条第一項の規定による柔道整復師養成施設の指定	○			

別表第二の四の表医務課の部八の款を同部十五の款とし、同様の次に次のように加える。

十六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第	第十四条の規定による視能訓練士養成所の指定	○			

六十四号)の施行に関する事務	1 第十二条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第十四条第一項の規定による指定養成所の設置者等に対する報告の徴収		○		
	3 第十四条第二項の規定による指定養成所の設置者等に対する指示		○		
	4 第十五条第一項の規定による指定養成所の指定の取消し	○			

別表第二の四の表医務課の部七の款中5の項を6の項とし、1の項から4の項までを一項ずつ繰り下げ、同様に1の項として次のように加える。

1 第十五条の規定による臨床検査技師養成所の指定	○			

別表第二の四の表医務課の部七の款を同部十一の款とし、同様の次に次のように加える。

十二 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の施行に関する事務	1 第十二条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第十四条第一項の規定による指定養成所の設置者等に対する報告の徴収		○		
	3 第十四条第二項の規定による指定養成所の設置者等に対する指示		○		
	4 第十五条第一項の規定による指定養成所の設置者等に対する指示	○			

十四 理学療法士及び作業療法士法施行令 (昭和四十年政令第三百二十七号)の施行に関する事務	1 第十一条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第十三条第一項の規定による指定養成施設の設置者等に対する報告の徴収	○			
	3 第十三条第二項の規定による指定養成施設の設置者等に対する指示	○			
	4 第十四条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消し	○			

別表第二の四の表医務課の部六の款中3の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同款に1の項として次のように加える。

1 第十四条の規定による歯科技工士養成所の指定	○			
-------------------------	---	--	--	--

別表第二の四の表医務課の部六の款に次のように加える。

5 第二十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査			○	保健所長
-----------------------------	--	--	---	------

別表第二の四の表医務課の部六の款を同部九の款とし、同款の次に次のように加える。

十 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の施行に関する事務	1 第十一条第一項の規定による変更の承認	○		
	2 第十三条第一項の規定による指定養成施設の設置者等に対する報告の命令及び検査	○		
	3 第十四条の規定による指定養成所の設置者等に対する指示	○		
	4 第十五条第一項の規定による指定養成所の指定の取消し	○		

別表第二の四の表医務課の部五の款中6の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 第十三条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による変更の承認	○		
7 第十五条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による指定養成所の設置者等に対する報告の徴収	○		
8 第十五条第二項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による指定養成所の設置者等に対する指示	○		
9 第十六条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による指定養成所の指定の取消し	○		

別表第二の四の表医務課の部五の款を八の款とし、四の款を五の款とし、同款の次に次のように加える。

七 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の施行に関する事務	1 第九条第一項の規定による変更の承認	○			
	2 第十一条第一項の規定による指定養成所の設置者等に対する報告の徴収	○			
	3 第十一条第二項の規定による指定養成所の設置者等に対する指示	○			
	4 第十二条第一項の規定による指定養成所の指定の取消し	○			

別表第二の四の表医務課の部三の款17の項中「第七条の二第六項」の下に「(第三十条の十二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同款中68の項を102の項とし、60の項から67の項までを三十四項ずつ繰り下げ、同款59の項中「第五十七条第四項」を「第五十七条第五項」に改め、同項を同款93の項とし、同款58の項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、同項を同款92の項とし、同款中57の項を91の項とし、47の項から56の項までを三十四項ずつ繰り下げ、46の項を52の項とし、同項の次に次のように加える。

53 第三十条の十二第一項の規定により読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による病院の開設者等に対する要請	○			
54 第三十条の十二第一項の規定により読み替えて準用する第七条の二第三項の規定による診療所の開設者等に対する要請	○	保健所長		

55 第三十条の十二第二項の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○			
56 第三十条の十二第二項の規定による病院の開設者等に対する勧告	○			
57 第三十条の十二第二項の規定による診療所の開設者等に対する勧告	○	保健所長		
58 第三十条の十三第三項の規定による病院に関する必要な情報の提供の要求	○			
59 第三十条の十三第三項の規定による診療所に関する必要な情報の提供の要求	○	保健所長		
60 第三十条の十三第五項の規定による病院の開設者に対する報告及び報告の内容の是正の命令	○			
61 第三十条の十三第五項の規定による診療所の開設者に対する報告及び報告の内容の是正の命令	○	保健所長		
62 第三十条の十五第一項の規定による病院の開設者等に対する書面の提出の要求	○			
63 第三十条の十五第一項の規定による診療所の開設者等に対する書面の提出の要求	○	保健所長		
64 第三十条の十五第二項の規定による病院の開設者等に対する協議への参加の要求	○			
65 第三十条の十五第二項の規定による診療所の開設者等に対する協議への参加の要求	○	保健所長		

66	第三十条の第十四項の規定による病院の開設者等に対する山梨県医療審議会への出席等の要求	○		
67	第三十条の第十四項の規定による診療所の開設者等に対する山梨県医療審議会への出席等の要求		○	保健所長
68	第三十条の第十五第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○		
69	第三十条の第十五第六項の規定による病院の開設者等に対する措置命令	○		
70	第三十条の第十五第六項の規定による診療所の開設者等に対する措置命令		○	保健所長
71	第三十条の第十五第七項において読み替えて準用する同条第六項の規定による病院の開設者等に対する要請	○		
72	第三十条の第十五第七項において読み替えて準用する同条第六項の規定による診療所の開設者等に対する要請		○	保健所長
73	第三十条の第十六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○		
74	第三十条の第十六第一項の規定による病院の開設者等に対する指示	○		
75	第三十条の第十六第一項の規定による診療所の開設者等に対する指示		○	保健所長
76	第三十条の第十六第二項において読み替えて準用する同	○		

77	第三十条の第十六第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による診療所の開設者等に対する要請		○	保健所長
78	第三十条の十七の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○		
79	第三十条の十七の規定による病院の開設者等に対する勧告	○		
80	第三十条の十七の規定による診療所の開設者等に対する勧告		○	保健所長
35	第二十七条の二第一項の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○		
36	第二十七条の二第一項の規定による病院の開設者等に対する勧告	○		
37	第二十七条の二第一項の規定による診療所の開設者等に対する勧告		○	保健所長
38	第二十七条の二第二項の規定による山梨県医療審議会の意見の聴取	○		
39	第二十七条の二第二項の規定による病院の開設者等に	○		

別表第二の四の表医務課の部三の款45の項を同款51の項とし、同款44の項中「第三十条の四第十二項」を「第三十条の四第十四項」に改め、同項を同款50の項とし、同款43の項中「第三十条の四第十一項」を「第三十条の四第十三項」に改め、同項を同款49の項とし、同款42の項中「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同項を同款48の項とし、同款中41の項を47の項とし、35の項から40の項までを六項ずつ繰り下げ、34の項の次に次のように加える。

対する命令				
40 第二十七条の二第二項の規定による診療所の開設者等に対する命令			○	保健所長

別表第二の四の表医務課の部中三の款を四の款とし、二の款の次に次のように加える。

三 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関する事務	第十二条の規定による歯科衛生士養成所の指定	○			
----------------------------------	-----------------------	---	--	--	--

別表第二の四の表衛生薬務課の部一の款中22の項を23の項とし、12の項から21の項までを一項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 第四十八条第六項の規定による食品衛生管理者の養成施設及び講習会の登録	○			
---------------------------------------	---	--	--	--

別表第二の四の表衛生薬務課の部一の款一の項を次のように改める。

1 第三条第三項の規定による理容師養成施設の指定	○			
--------------------------	---	--	--	--

別表第二の四の表衛生薬務課の部二の款中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から8の項までを一項ずつ繰り上げ、同部中五十二の款を五十九の款とし、五十一の款を五十八の款とし、同部五十の款中「、第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項」を「及び第三十二条第三項」に改め、同款を同部五十七の款とし、同部中四十九の款を五十六の款とし、四十四の款から四十八の款までを七款ずつ繰り下げ、同部四十三の款2の項中

○			
---	--	--	--

を

○			
---	--	--	--

に改め、同

款5の項及び6の項を次のように改める。

5 第十二条第五項の規定による食鳥処理衛生管理者の養成施設及び講習会の登録	○		
6 第十三条の規定による食鳥処理衛生管理者の解任命令	○		

別表第二の四の表衛生薬務課の部四十三の款中18の項を19の項とし、12の項から17の項までを一項ずつ繰り下げ、同款11の項中

○			
---	--	--	--

を

○			
---	--	--	--

に改め、同項を同款12の項とし、同款中10の項を11の項とし、9の項の次に次のように加える。

10 第十六条第一項の規定による確認規程の認定	○		
-------------------------	---	--	--

別表第二の四の表衛生薬務課の部四十三の款を同部四十五の款とし、同款の次に次のように加える。

四十六 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第52号）の施行に関する事務	1 第四条の規定による登録養成施設の設置者に対する報告の徴収	○		
	2 第五条の規定による登録養成施設の登録の取消し	○		
	3 第十五条の規定による登録講習会の実施者に対する命令	○		
	4 第十六条の規定による登録講習会の実施者に対する命令	○		
	5 第十七条の規定による登録講習会の登録の取消し等	○		

四十九 美容師 法施行規則（ ）	1 附則第七条の規定による学力を有する者の認定	6 第十三条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消し	5 第十二条第二項の規定による指定養成施設の設立者等に対する指示	4 第十二条第一項の規定による指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収	3 第六条第三項の規定による指定養成施設等の廃止の承認	2 第六条第二項の規定による養成課程の新設等の承認	1 第六条第一項の規定による変更の承認	四十八 理容師 養成施設指定 規則（平成十 年厚生省令第 五号）の施行 に関する事務	2 附則第八条の規定による学力を有する者の認定	1 附則第七条の規定による学力を有する者の認定	7 第二十条第一項の規定による登録講習会の実施者の業務に係る立入検査	6 第十九条の規定による登録講習会の実施者に対する報告の徴収

七十 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）の施行に関する事務	2 附則第八条の規定による学力を有する者の認定	1 第五条第一項の規定による変更の承認	2 第五条第二項の規定による養成課程の新設等の承認	3 第五条第三項の規定による指定養成施設等の廃止の承認	4 第十一条第一項の規定による指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収	5 第十一条第二項の規定による指定養成施設の設立者等に対する指示	6 第十二条第一項の規定による指定養成施設の指定の取消し	別表第二の四の表衛生業務課の部中四十二の款を四十四の款とし、三十六の款から四十一の款までを二款ずつ繰り下げ、同部三十五の款に次のように加える。	5 第二十一条第一項の規定による変更等の承認	6 第二十二条第一項の規定による指定養成施設の設立者等に対する報告の徴収	7 第二十二条第二項の規定による指定養成施設の設立者等に対する指示

8 第二十三条の規定による指定養成施設の指定の取消し

別表第二の四の表衛生薬務課の部三十五の款を同部三十七の款とし、同部三十四の款中5の項を6の項とし、4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 第五条の規定による製菓衛生師養成施設の指定

別表第二の四の表衛生薬務課の部中三十四の款を三十六の款とし、二十七の款から三十三の款までを二款ずつ繰り下げ、二十六の款を二十七の款とし、同款的次に次のように加える。

二十八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百七十九号）の施行に関する事務	1 第六条第一項の規定による変更の認定	○			
	2 第六条第二項の規定による振興計画の認定の取消し	○			

別表第二の四の表衛生薬務課の部二十五の款16の項を次のように改める。

16 第五十六条の三第一項の規定による振興計画の認定

別表第二の四の表衛生薬務課の部二十五の款を同部二十六の款とし、同部二十四の款1の項を次のように改める。

1 第四条第三項の規定による美容師養成施設の指定

別表第二の四の表衛生薬務課の部二十四の款中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から8の項までを一項ずつ繰り上げ、同款を同部二十五の款とし、同部中二十三

の款を二十四の款とし、十九の款から二十二の款までを一款ずつ繰り下げ、十八の款の次に次のように加える。

十九 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第三百二十九号）の施行に関する事務	1 第九条第一項の規定による食品衛生監視員の養成施設の登録	○			
	2 第十七条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置者に対する報告の徴収	○			
	3 第十八条（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による施設の登録の取消し	○			
	4 第二十八条の規定による登録講習会の実施者に対する命令	○			
	5 第二十九条の規定による登録講習会の実施者に対する命令	○			
	6 第三十条の規定による登録講習会の登録の取消し等	○			
	7 第三十二条の規定による登録講習会の実施者に対する報告の徴収	○			
	8 第三十三条第一項の規定による登録講習会の実施者の業務に係る立入検査	○			

別表第二の四の表衛生薬務課の部に次のように加える。

六十 食品表示法の施行に関する事務	1 第六条第一項の規定による食品関連事業者に対する指示（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等）に関する事務	○	保健所長
-------------------	--	---	------

る政令（以下この款において「政令」という。）第七条第一項に規定するものに限る。）

2 第六条第三項の規定による食品関連事業者に対する指示

3 第六条第五項の規定による措置の命令（政令第七条第一項に規定するものに限る。）

4 第六条第八項の規定による食品の回収その他の必要な措置の命令等（5の項に掲げるものを除く。）

5 第六条第八項の規定による食品の回収その他の必要な措置の命令（知事が別に指定するものに限る。）

6 第七条の規定による公表（政令第七条第一項に規定するものに限る。）

7 第八条第一項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び収去（政令第七条第一項に規定するものに限るものとし、8の項に掲げるものを除く。）

8 第八条第一項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び収去（政令第七条第一項に規定するもので、知事が別に指定するものに限る。）

	○				○				
		○							
			○			保健所長			
				○			保健所長		
					○			保健所長	
								○	保健所長
									○

9 第八条第七項の規定による食品の試験に関する事務の委託

別表第二の四の表健康増進課の部一の款を次のように改める。

一 児童福祉法の施行に関する事務

1 第六条の二第二項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

2 第十九条の三第一項の規定による医師の指定

3 第十九条の三第三項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給認定

4 第十九条の三第四項の規定による山梨県小児慢性特定疾病審査会に対する審査の要請

5 第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更の認定

6 第十九条の六第一項の規定による医療費支給認定の取消し

7 第十九条の十六第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関等に対する報告の命令等及び検査

8 第十九条の十六第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払の一時差止め

9 第十九条の十七第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の開設

○									
○									
○									
○									
○									

19	第五十七条の二第五項の規定による不正利得の徴収	○		
18	第五十七条の二第四項の規定による不正利得の徴収	○		
17	第五十七条の二第三項の規定による不正利得の徴収	○		
16	第二十条第一項の規定による結核にかかっている児童に対する療育の給付の決定		○	保健所長
15	第十九条の二十四第四項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支払事務の委託	○		
14	第十九条の二十三第三項の規定による審査機関の意見の聴取	○		
13	第十九条の二十第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定	○		
12	第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し等	○		
11	第十九条の十七第三項の規定による勧告に係る措置の命令	○		
10	第十九条の十七第二項の規定による勧告に従わない旨の公表	○		
	者に対する勧告			

23	第五十七条の四第三項の規定による官公署に対する資料提供等の要請及び銀行等に対する報告の要求	○		
22	第五十七条の四第二項の規定による官公署に対する資料提供等の要請及び銀行等に対する報告の要求	○		
21	第五十七条の三第三項の規定による保護者等に対する報告等の命令等	○		
20	第五十七条の三第二項の規定による保護者等に対する報告等の命令等	○		

別表第二の四の表健康増進課の部八の款1の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「の交付」を削り、同款中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項の次に次のように加える。

2	第三条の規定による調理師養成施設の指定	○		
---	---------------------	---	--	--

別表第二の四の表健康増進課の部九の款中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同款に1の項として次のように加える。

1	第一条の二の規定による変更の承認	○		
---	------------------	---	--	--

別表第二の四の表健康増進課の部中二十の款を二十一の款とし、十二の款から十九の款までを一款ずつ繰り下げ、同部十一の款中14の項を17の項とし、2の項から13の項までを三項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

3	第十二条第三項の規定による指定医療機関の指定の取消し	○		
2	第十二条第一項の規定による医療機関の指定	○		

4	第十三条第二項の規定による指定医療機関に対する指導												

別表第二の四の表健康増進課の部中十一の款を十二の款とし、十の款を十一の款とし、九の款の次に次のように加える。

十	調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の施行に關する事務	1 第十条第一項の規定による指定養成施設の設立者に対する報告の徴収	2 第十条第二項の規定による指定養成施設の設立者に対する指示	3 第十一条の規定による指定養成施設の指定の取消し	4 附則第三項の規定による学力を有する者の認定								

別表第二の四の表健康増進課の部に次のように加える。

二十二	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に關する事務	1 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定	2 第七条第一項の規定による特定医療に係る支給認定	3 第七条第二項の規定による山梨県指定難病審査会に対する審査の要請	4 第七条第三項の規定による特定医療を受ける指定医療機関の決定	5 第十条第二項の規定による支給認定							

6	第十一条第一項の規定による支給認定の取消し												
7	第二十一条第一項の規定による指定医療機関等に対する報告の徴収及び検査												
8	第二十二条第一項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告												
9	第二十二條第二項の規定による勧告に従わない旨の公表												
10	第二十二條第三項の規定による勧告に係る措置の命令												
11	第二十三條の規定による指定医療機関の指定の取消し等												
12	第二十五條第一項の規定による特定医療費の額の決定												
13	第二十五條第三項の規定による審査機関の意見の聴取												
14	第二十五條第四項の規定による特定医療費の支払事務の委託												
15	第三十四條第一項の規定による不正利得の徴収												
16	第三十四條第二項の規定による不正												

17 第三十五条第一項の規定による患者等に対する報告の徴収等	○		
18 第三十七条の規定による官公署に対する資料提供等の要請及び銀行等に対する報告の要求	○		

別表第二の五の表森林環境総務課の部中三の款から六の款までを削り、七の款を三の款とする。

別表第二の五の表大気水質保全課の部十一の款中「、峡南林務環境事務所長」を削り、同部十六の款を同部十八の款とし、同部十五の款中26の項を32の項とし、25の項を31の項とし、24の項を30の項とし、23の項を28の項とし、同項の次に次のように加える。

29 第五十四条第五項の規定による指定調査機関に対する報告の徴収及び立入検査	○		
--	---	--	--

別表第二の五の表大気水質保全課の部十五の款中22の項を27の項とし、21の項を26の項とし、20の項を21の項とし、同項の次に次のように加える。

22 第三十二条第一項の規定による指定調査機関の指定の更新	○		
23 第三十六条第三項の規定による指定調査機関に対する土壤汚染状況調査等の実施等の命令	○		
24 第三十九条の規定による指定調査機関に対する命令	○		
25 第四十二条の規定による指定調査機関の指定の取消し	○		

別表第二の五の表大気水質保全課の部十五の款中19の項を20の項とし、2の項から18の項までを一項ずつ繰り下げ、同款1の項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改め、同項を同款2の項とし、同款に1の項として次のように加える。

別表第二の五の表大気水質保全課の部中十五の款を十七の款とし、十二の款から十四の款までを二款ずつ繰り下げ、十一の款の次に次のように加える。

1 第三条第一項の規定による指定調査機関の指定	○		
12 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関する事務	1 第三条の七第一項の規定による意見の申述	○	
	2 第四条第二項の規定による第二種事業の判定に係る意見の申述	○	
	3 第七条の二第三項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に係る意見の申述	○	
	4 第十条第一項の規定による方法書についての意見の申述	○	
	5 第二十条第一項の規定による準備書についての意見の申述	○	
13 山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）の施行に関する事務	1 第六条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取	○	
	2 第六条第三項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による第三分類事業の判定及び措置	○	
	3 第八条の二第三項（第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に係る意見の申	○	

12	第二十三条第一項の規定による準備書についての意見の申述	○								
11	第二十二條第一項の規定による準備書についての意見を求めるための公聴会の開催		○							
10	第二十一条の規定による準備書についての見解書の縦覧		○							
9	第十四条第二項の規定による環境影響評価の項目等の選定に係る技術的な助言		○							
8	第十三条第二項（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取		○							
7	第十三条第一項の規定による方法書についての意見の申述	○								
6	第十二条第一項の規定による方法書についての意見を求めるための公聴会の開催		○							
5	第十一条の規定による方法書についての意見概要書の縦覧		○							
4	第十条第二項（第三十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業者の見解の聴取		○							
	述									

22	第四十七条第二項の規定による山梨	○								
21	第四十二条第二項（第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取		○							
20	第四十二条第一項（第四十四条第二項及び第四十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見の申述		○							
19	第三十五条第三項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催		○							
18	第三十五条第二項の規定による書類の縦覧及び公聴会の開催		○							
17	第三十三条第二項の規定による免許等を行う者への適正な配慮の要請	○								
16	第三十二条第四項（第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請		○							
15	第二十八条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による判定		○							
14	第二十五条第一項の規定による評価書についての意見の申述		○							
13	第二十三条第二項の規定による市町村長の意見の聴取									○

27	第五十一条の規定による事業者に対する実地調査への協力の要請	○			
26	第五十条第二項の規定による必要な措置についての勧告の内容等の公表	○			
25	第五十条第一項の規定による事業者に対する必要な措置についての勧告	○			
24	第四十九条第一項の規定による事業者からの報告の徴収及び立入調査		○		
23	第四十七条第三項の規定による山梨県環境影響評価等技術審議会の意見の聴取	○			
	県環境影響評価等技術審議会の意見の聴取				

別表第二の五の表環境整備課の部中七の款を九の款とし、六の款を八の款とし、五の款の次に次のように加える。

1	第十七条の規定による指導及び助言		○		
2	第十八条第一項の規定による勧告	○			
3	第十八条第二項の規定による公表	○			
4	第十八条第三項の規定による命令	○			
5	第二十条第五項の規定による公表		○		
6	第二十七条第一項の規定による登録		○		

7	第三十条第一項の規定による登録の更新																				
8	第三十四条の規定による登録の抹消																				
9	第三十五条第一項の規定による登録の取消し等	○																			
10	第四十八条の規定による指導及び助言																				○
11	第四十九条第一項の規定による勧告	○																			
12	第四十九条第二項の規定による勧告	○																			
13	第四十九条第三項の規定による勧告	○																			
14	第四十九条第四項の規定による勧告	○																			
15	第四十九条第五項の規定による勧告	○																			
16	第四十九条第六項の規定による勧告	○																			
17	第四十九条第七項の規定による命令	○																			
18	第九十一条の規定による報告の徴収																				○
19	第九十二条第一項の規定による立入検査及び収去																				○
1	第七条第三項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表	○																			
2	第九条の規定による保管及び処分																				○

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する

する特別措置
法（平成十三
年法律第六十
五号）の施行
に関する事務

状況の公表

3 第十四条の規定による事業者に対する指導及び助言（二以上の林務環境事務所にわたる場合に限る。）	○		
4 第十四条の規定による事業者に対する指導及び助言（3の項に掲げるものを除く。）		○	林務環境事務所長
5 第十六条第一項の規定による事業者に対する命令（二以上の林務環境事務所にわたる場合に限る。）		○	林務環境事務所長
6 第十六条第一項の規定による事業者に対する命令（5の項に掲げるものを除く。）		○	林務環境事務所長
7 第十七条の規定による事業者等に対する報告の徴収（二以上の林務環境事務所にわたる場合に限る。）		○	林務環境事務所長
8 第十七条の規定による事業者等に対する報告の徴収（7の項に掲げるものを除く。）		○	林務環境事務所長
9 第十八条第一項の規定による立入検査及び収去（二以上の林務環境事務所にわたる場合に限る。）		○	林務環境事務所長
10 第十八条第一項の規定による立入検査及び収去（9の項に掲げるものを除く。）		○	林務環境事務所長

別表第二の五の表環境整備課の部に次のように加える。

十 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）の施行に関する事務	第四十九条の規定による引渡義務の例外に係る認定	○	
---	-------------------------	---	--

別表第二の五の表森林整備課の部中五の款を削り、六の款を五の款とし、七の款から十一の款までを一かずつ繰り上げる。

別表第二の五の表林業振興課の部二の款14の項中「条例検査」を「常例検査」に改め、同部五の款1の項中「第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。）」を「第五条第一項」に、「雇用の安定等の改善計画の認定等」を「計画の認定」に改め、同部中9の項を10の項とし、2の項から8の項までを一かずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 第六条第一項の規定による計画の変更の認定	○		
------------------------	---	--	--

別表第二の五の表県有林課の部中六の款を削り、七の款を六の款とし、八の款を七の款とし、九の款を八の款とする。

別表第二の七の表産業政策課の部一の款中27の項を30の項とし、13の項から26の項までを三項ずつ繰り下げ、12の項を14の項とし、同項の次に次のように加える。

15 第五十七条の五ただし書の規定による余裕金の運用の認可	○		
-------------------------------	---	--	--

別表第二の七の表産業政策課の部一の款中11の項を13の項とし、6の項から10の項までを二項ずつ繰り下げ、同部五の項中

○			
○			

を

○			
---	--	--	--

に改め、同項を同条7の項とし、同条4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項を4の項とし、1の項の次に次のように加える。

2 第九条の二の三第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可				
3 第九条の二の三第二項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可の取消し				

別表第二の七の表産業政策課の部三の款を次のように改める。

三 商工会議所 法（昭和二十八年法律第百四十三号）の施行に関する事務	第十二条第一項の規定による特定商工業者に対する負担金賦課の許可				
---------------------------------------	---------------------------------	--	--	--	--

別表第二の七の表産業政策課の部四の款2の項中「昭和二十四年法律第百八十一号以下」を「以下この款において」に改め、同条10の項を16の項とし、9の項を15の項とし、8の項を13の項とし、同項の次に次のように加える。

14 第七十一条において準用する協同組合法第百五条第二項の規定による業務等の検査					
--	--	--	--	--	--

別表第二の七の表産業政策課の部四の款中7の項を11の項とし、同項の次に次のように加える。

12 第四十七条第二項において準用する協同組合法第五十					
-----------------------------	--	--	--	--	--

七条の五ただし書の規定による余裕金の運用の認可
別表第二の七の表産業政策課の部四の款中6の項を10の項とし、5の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 第九条ただし書の規定による商工組合の特別の地区の承認					
8 第十七条の二第二項の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可					
9 第十七条の二第二項の規定による組合員以外の者の事業の利用の認可の取消し					

別表第二の七の表産業政策課の部四の款4の項中「報告の徴収及び検査」を「検査」に改め、同項を同条5の項とし、同条3の項の次に次のように加える。

4 第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十七条の五の規定による余裕金の運用の認可					
---	--	--	--	--	--

別表第二の七の表商業振興金融課の部中二の款を削り、三の款を二の款とし、四の款を削り、五の款を三の款とし、六の款から九の款までを二款ずつ繰り上げる。
別表第二の七の表産業人材課の部中一の款を削り、二の款を一の款とし、三の款から七の款までを一款ずつ繰り上げる。

別表第二の九の表畜産課の部七の款中8の項を9の項とし、6の項及び7の項を削り、5の項を8の項とし、4の項を7の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 第十二条の五の規定による家畜の所有者に対する指導及び助言					○ 家畜保健衛生所長
5 第十二条の六第一項の規定による家畜の所有者に対する勧告					
6 第十二条の六第二項の規定による勧告に係る措置の命					

令

別表第二の九の表畜産課の部十六の款中18の項を19の項とし、10の項から17の項までを一項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 第六十九条第四項の規定による飼育動物診療施設の開設者等に対する報告の徴収並びに立入検査及び収去	○	家畜保健衛生所長
--	---	----------

別表第二の九の表畜産課の部三十一の款中2の項及び3の項を削り、4の項を2の項とし、5の項を3の項とし、6の項を4の項とする。

別表第二の九の表耕地課の部一の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項及び9の項を削り、10の項を7の項とし、11の項を8の項とし、12の項を削り、13の項を9の項とし、14の項から17の項までを四項ずつ繰り上げ、18の項及び19の項を削り、20の項を14の項とし、21の項を15の項とし、22の項を16の項とし、23の項を削り、24の項を17の項とし、25の項を削り、26の項を18の項とし、27の項を19の項とし、28の項を20の項とし、29の項を削り、30の項を21の項とし、31の項を22の項とし、32の項を削り、33の項を23の項とし、34の項を削り、35の項を24の項とし、36の項から41の項までを十一項ずつ繰り上げ、42の項を削り、43の項を31の項とし、44の項から60の項までを十二項ずつ繰り上げ、61の項を49の項とし、同項の次に次のように加える。

50 第九十四条の四の規定による用途を廃止した土地等の土地改良区等への譲与	○	農務事務所長
---------------------------------------	---	--------

別表第二の九の表耕地課の部一の款中62の項を51の項とし、63の項を52の項とし、64の項を53の項とし、65の項を削り、66の項を54の項とし、67の項を削り、68の項を55の項とし、69の項を56の項とし、70の項を57の項とし、71の項を削り、72の項を58の項とし、73の項を削り、74の項を59の項とし、75の項を削り、76の項を60の項とし、77の項を61の項とし、78の項を62の項とし、同款79の項中「第九十八条第十項」を「第九十八条第八項」に改め、「及び公告」を削り、同項を同款63の項とし、同款中80の項を64の項とし、81の項から83の項までを十六項ずつ繰り上げ、84の項を削り、85の項を68の項とし、86の項から93の項までを十七項ずつ繰り上げ、94の項を77の項とし、同項の次に次のように加える。

78 第三百三十四条の二の規定による地方連合会の業務及び会計に係る違反行為に対する措置命令

別表第二の九の表耕地課の部一の款中95の項を79の項とし、96の項を80の項とする。別表第二の十の表用地課の部二の款中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に、「送付」を「意見の申述」に改める。

別表第二の十の表建築住宅課の部一の款57の項中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改め、同款62の項から64の項までの規定中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同款中138の項を139の項とし、124の項から137の項までを一項ずつ繰り下げ、同款123の項中「124」を「125の項」に改め、同項を同款124の項とし、同款中122の項を123の項とし、93の項から121の項までを一項ずつ繰り下げ、同款92の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項を同款93の項とし、同款中91の項を92の項とし、84の項から90の項までを一項ずつ繰り下げ、同款83の項中「建ぺい率制限」を「建蔽率制限」に改め、同項を同款84の項とし、同款中82の項を83の項とし、78の項から81の項までを一項ずつ繰り下げ、77の項の次に次のように加える。

78 第六十条の三第一項ただし書の規定による特定用途誘導地区内の高さ制限の例外の許可

別表第二の十の表建築住宅課の部七の款3の項から6の項までの規定中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同款7の項及び8の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同款14の項から16の項までの規定中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同款19の項中「第七十二条第二項」を「第七十二条第三項」に、「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同部九の款5の項及び6の項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同部十五の款1の項から3の項までを次のように改める。

1 第八条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による要安全確認計画記載建築物に係る報告の命令等	○		
2 第八条第二項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令をした旨の公表	○		

3 第八条第三項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による耐震診断の実施並びに実施の命令及び委任	○			
---	---	--	--	--

別表第二の十の表建築住宅課の部十五の款8の項中「第十二条」を「第二十一条」に改め、同項を同表18の項とし、同表7の項中「第十一条」を「第二十条」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同項を同表17の項とし、同表6の項を次のように改める。

6 第十九条の規定による認定事業者に対する報告の徴収	○			
----------------------------	---	--	--	--

別表第二の十の表建築住宅課の部十五の款6の項を同表16の項とし、同表5の項中「第九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項を同表15の項とし、同表4の項中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同項を同表14の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4 第九条（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表	○			
5 第十二条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による要安全確認計画記載建築物の所有者に対する指導及び助言	○			
6 第十二条第二項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による要安全確認計画記載建築物の所有者に対する指示	○			
7 第十二条第三項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指示に従わない旨の公表	○			
8 第十三条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による要安全確認計画記載建築物に係る報告の徴収及び立入検査	○			

9 第十五条第一項の規定による特定既存耐震不適格建築物についての指導及び助言	○			
10 第十五条第二項の規定による特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する指示	○			
11 第十五条第三項の規定による指示に従わない旨の公表	○			
12 第十五条第四項の規定による特定既存耐震不適格建築物に係る報告の徴収及び立入検査	○			
13 第十六条第二項の規定による既存耐震不適格建築物についての指導及び助言	○			

別表第二の十の表建築住宅課の部十五の款に次のように加える。

19 第二十二条第二項の規定による基準に適合している旨の認定	○			
20 第二十三条の規定による基準に適合している旨の認定の取消し	○			
21 第二十四条第一項の規定による基準適合認定建築物に係る報告の徴収及び立入検査	○			
22 第二十五条第二項の規定による基準に適合していない旨の認定	○			
23 第二十七条第一項の規定による要耐震改修認定建築物についての指導及び助言	○			
24 第二十七条第二項の規定による要耐震改修認定建築物の区分所有者に対する指示	○			

25	第二十七条第三項の規定による指示に従わない旨の公表	○		
26	第二十七条第四項の規定による要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収及び立入検査	○		

別表第三会計課の部一の款6の項及び7の項を次のように改める。

6	第七百七十条第一項の規定による金額百万円以上八千万円未満の支払		○	
7	第七百七十条第一項の規定による金額八千万円以上の支払（報酬、給料、職員手当等、共済費、恩給、賃金及び旅費に限る。）		○	

別表第三会計課の部一の款13の項中「れい入、れい出」を「戻入、戻出」に改め、同款14の項中「報酬、給料、職員手当等、恩給、賃金、旅費及び需用費（十万円以上の食糧費に限る。）を除く」を削り、同款17の項中「れい入」を「戻入」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十四号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中ヨをタとし、ルからカまでをヲからヨまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 第五十五条の六第一項の規定による相談、情報の提供及び助言
第七条を次のように改める。

（家畜保健衛生所長への委任）

第七条 家畜保健衛生所長に次の事務を委任する。

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に関する次のこと。

- 一 第四条第一項の規定による届出に関する事。
- 二 第四条の二第二項の規定による届出に関する事。
- 三 第四条の二第三項の規定による検査命令に関する事。
- 四 第七条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示に関する事。
- 五 第八条（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書に関する事。

- 六 第九条の規定による消毒方法等の実施命令に関する事。
- 七 第十二条の四第一項の規定による報告に関する事。
- 八 第十三条第一項及び第二項（同条第一項ただし書及び第二項については、第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出に関する事。
- 九 第十三条の二第一項の規定による届出に関する事。
- 十 第十五条の規定による通行の制限及び遮断に関する事。
- 十一 第二十一条第一項ただし書の規定による許可に関する事。
- 十二 第二十四条ただし書の規定による許可に関する事。
- 十三 第二十六条第一項の規定による消毒に関する事。
- 十四 第二十六条第三項の規定による消毒の指示に関する事。
- 十五 第二十六条第五項の規定による設備の設置の指示に関する事。
- 十六 第三十条の規定による消毒方法等の実施命令に関する事。
- 十七 第三十一条第一項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬の実施に関する事。
- 十八 第五十条の規定による動物用生物学的製剤の使用許可に関する事。
- 十九 第五十二条第一項の規定による報告の徴収に関する事。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十五号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「林務長」を「事務局長、防災危機管理監、林務長」に、「事務局長、政策企画監」を「政策企画監」に改め、「児童対策企画監」及び「

看護指導監」を削り、「産業振興監」を「高度医療企画監、看護指導監、産業戦略企画監」に改め、「防災危機管理監」を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

山梨県規則第二十六号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「及び建設事務所」を「建設事務所、中部横断自動車道推進事務所、新環状・西関東道路建設事務所及び流域下水道事務所」に、「中部横断自動車道推進事務所、新環状・西関東道路建設事務所、ダム管理事務所及び流域下水道事務所」を「及びダム管理事務所」に改める。

第三条の二第二項中「会計管理者は」を「知事は、会計管理者をして」に、「委任する」を「委任させるものとする」に改め、同項の表出納局管理課長の職にある物品出納員の項第一号中「車両を除くものとし、」を「特定物品」に、「にあつては、備品及び動物に限る」を「備品及び動物を除く」並びに第六十八条第二項の規定により支出負担行為をもつて占有物品受入調書及び占有物品払出調書に代えたものをいう。以下この表において同じ。）及び車両（同項の規定により支出負担行為をもつて占有物品受入調書及び占有物品払出調書に代えたものを除く。以下この表において同じ。）を除く。以下この号において同じ）に改め、同表出納局管理課長、出納局管理課総括課長補佐、管財課長及び管財課総括課長補佐の職にある者以外の本庁の物品出納員の項中「第四百四十六条第二項の規定により支出負担行為をもつて物品要求書に代えたもの（備品及び動物を除く。）」を「本庁に属する特定物品」に、「物品」を「特定物品」に改め、同表県民センター管内のみに置かれる物品出納員の項を次のように改める。

県民センター管内の かに置かれる物品 出納員	所管する県民センター管内のかに係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務
------------------------------	---

第三条の二第二項の表税務出納員の項第一号中「戻し出」を「戻出」に改め、同条第二項及び第三項中「会計管理者は」を「知事は、会計管理者をして」に、「委任する」

を「委任させるものとする」に改め、同条第四項中「次」を「知事は、次」に、「者は」を「者をして」に、「委任する」を「委任させるものとする」に改める。
第二十二條第一項中「一件十萬円未満のものであつて、会計管理者が認める」を「次の表の上欄に掲げる歳出予算の節につき、それぞれ同表中欄に掲げる区分ごとに、同表下欄に掲げる金額未満の」に改め、同項に次の表を加える。

節	区分	金額
一 委託料	イ 工事のための測量、試験及び設計の委託のうち 公共事業に係るもの	二百五十万円
	ロ イに掲げるもの以外のもの	十万円
二 工事請負費	イ 公共事業に係るもの	五千万円
	ロ イに掲げるもの以外のもの	十万円
三 その他会計管理者が認める節		十万円

第二十二條第四項中「もの（第七号及び第八号）」を「節に係る経費（第七号から第九号までに掲げる節）」に改め、同項に次の一号を加える。

九 償還金、利子及び割引料

第二十二條第七項中「集中管理特別会計」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する就学支援金（別表第三の二において「就学支援金」という。）に係る振替及び集中管理特別会計」に改める。

第二十九條第一項中「出納局会計課及び管理課」を「出納局並びに出納局会計課」に改める。

第三十條第三項の表二の項中「県民生活センター次長」の下に「リニア用地事務所次長」を加え、「山梨県工業技術センター次長、富士工業技術センター次長」を「工業技術センター次長」に改める。

第七十四條第一項に次の一号を加える。

五 委託料

第四百四十四條第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第六百六十八条第二項の規定により支出負担行為を何いをもつて占有物品受入調書及び占有物品払出調書に代えた場合において、決裁を受けた当該支出負担行為を何いを物品出納員等に回付したときは、第一項の出納通知がなされたものとみなす。
第六百六十条第一項を次のように改める。

本庁とかい又はかいは相互において必要があるときは、物品(かいは相互における保管転換にあつては、車両を除く。)の保管転換をすることができる。この場合において、次に掲げる出先機関又はその一部をそれぞれのかいとみなす。

一 中北地域県民センター、中北保健福祉事務所(峡北支所に限る。)、中北林務環境事務所、中北農務事務所、中北建設事務所(峡北支所に限る。)、及び大門・塩川ダム管理事務所

二 峡東地域県民センター、峡東保健福祉事務所、峡東林務環境事務所、峡東農務事務所、峡東建設事務所及び広瀬・琴川ダム管理事務所

三 峡南地域県民センター(南巨摩合同庁舎内に設置されたものに限る。)、及び峡南保健福祉事務所

四 峡南地域県民センター(西八代合同庁舎内に設置されたものに限る。)、峡南林務環境事務所、峡南農務事務所及び峡南建設事務所

五 富士・東部地域県民センター、富士・東部林務環境事務所及び富士・東部農務事務所

六 総合県税事務所、計量検定所及び流域下水道事務所

七 中北保健福祉事務所(峡北支所を除く。)

八 富士・東部保健福祉事務所及び富士・東部建設事務所(吉田支所に限る。)

九 女性相談所、中央児童相談所、こころの発達総合支援センター、障害者相談所及び精神保健福祉センター

十 中北建設事務所(峡北支所を除く。)、及び荒川ダム管理事務所

十一 富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)、及び深城ダム管理事務所

第六百六十四条に次の一項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、第六百五十九条に規定する物品返納書に不用の理由、棄却の理由及び棄却方法を記載したときは、当該物品返納書をもつて、同項に規定する物品棄却調書に代えることができる。
第六百六十八条に次の一項を加える。

第二百三十八条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

別表第一中「県民生活センター」の下に、「リニア用地事務所」を加える。
別表第二支出の特例の部資金前渡の款中「第七十一条第一項第十五号」を「第七十一条第一項第十六号」に改める。

別表第三の二の四の項中「集中管理特別会計」を「就学支援金に係る振替及び集中管理特別会計」に、「第二十一条第六項」を「第二十二条第七項」に、「かつこ書き」を「括弧書」に改める。

第九十九号様式に注として次のように加える。

注 物品返納書をもつて物品棄却調書に代える場合にあつては、表題の下に「物品棄却調書」と表示するとともに、所定の修正を加え使用すること。

附 則

(施行期日)
1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この規則による改正後の第七十五条の規定は、平成二十七年年度以降の会計年度に係る支出の証拠書について適用し、平成二十六年年度以前の会計年度に係る支出の証拠書については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番